

議案第一号

三朝町公告式条例の制定について

次のとおり三朝町公告式条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十五年三月拾日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



第二章 公告式

三朝町 公告式条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(趣旨)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十六条の規定に基く公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第二条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び公布の年月日を記載し、その末尾に町長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、町長の掲示場に掲示してこれを行なう。

(規則の公布)

第三条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第四条 規則を除くほか、町長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び町長名を記入し

第一編 通則 (公告式条例)

て町長印をおさなければならない。

2 第二条第二項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第五条 第二条の規定は、議会の会議規則、傍聴人取替規則、選挙管理委員会及びその他町の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、「町長」とあるのは、「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第四条の規定は、町の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において同条第一項中「町長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」、「町長印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日)

第六条 規則又は町の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程を以つて特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三朝町公布式条例（昭和二十八年三朝町条例第一号）は、廃止する。

(鳥中X)